厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

		提案区分		接来事項 (事項名) 求める措置の具体的内容		制度改正による効果 (提案の実現による住民の制度性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	省 団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
智養	理	分野			具体的な支酵事例						団体名	支障事例
99	B 地方に対規制緩和	する 医療・福祉	「子ども・子育て支援 交付金」の運用の改善	接続点事業について、対象となる ための要件(開設時間・日数)が 地域のニーズや実態に応じたも のとなっておらず、交付金の活用 が困難となっているため、事業内 容について地域性を考慮するな どして、柔軟な連用を行うこと。	地域子等で支援機会事業では、開設時間や日度の制度(週3日以上かつ) 日5時間以上開始することからあく。大きの数かからい地域では、事業を のものを要望している利用者がいるにも関わらず、非業実施を見送る市町村 があり、地域の子で支援機能を完まされることが、2000年とかっている。 ※現状、採出票では、開放はしているが、補助業件である場合の者を配置す ることができないた。間の情報を持ったするでは一般情を見述っている。 点が、1かある。なお、間ので自然を表示とするでは一般情を見述っている。 点が、1かある。なお、間ので自然を表示となりで乗れて対しては、過2 日以上、かつ1日前間は上間がさっとして多ま件に素が性が自然事業を実施 している。「中間、日間がおります。」現在の情報を終では、今後 の交流した事業達者と新たな最高制度が問題になる可能性がある。。	的かつ安定的に運営できるとともに、新たな拠点の整備も進むことが期待され、地域の子育で支援機能の充実を図ることができる。また、子育てしやすい環境の整備や社会全体で子育ての安心感を支えていく仕組みづくりなど	付金交付要綱、地域 子育で支援拠点事業		秋鹿市市町村田市、仙小上村、水鹿市、仙小上村、、東湯北坂小五羽成瀬北坂小五羽成瀬 阿城後瀬		市、宮崎市、沖縄県	○地域子育で支援拠点事業の基本が緩和されることで、地域の実情や利用者ニーズ に治った多単多性で素軟を事業展開が所存で。予可を支援事業の完実につながると 考える。 の私公時間で実施している手業においては、専任従事者の配置を求めず、週3日以 上1日2時間以上の実施しているため、市単級の補助事業として実施しています。そ のよめ、実施実の機制により子とか「平日で支援など他」の対象となれば、既存間 の実施内容の完実や、新規集態間の拡大が見込まれます。

		提案区分									<	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支酵事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例
161	B. 地方に対す 規制緩和	5 医像·福祉	在空福祉事業更適利的 会における情報を表した。 会社のプライの会員 会社の選挙を担め、 の基準を担い	在空福祉事業費福助金における 補助対象を入っておおわね30 大以上と規定の会員数の基準被 和	表人のラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り場かに対して結構 物を行っているが、相談かかななるとことは、2 活動を多なア足い書かが発 構出来なくなるクラブが発生する可能性があり、植物企業件を満たせななる まで発育が高いたづけ、金利等活動の 表望につながら、 と相話動するには労力や費用がかかることから解散を食い よの名称り組みが重要である。	予防効果が期待できるとともに、住民の地域活動への意欲向上に資するこ	「在安徽社事業教」 助金の国際人場社会 「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	厚生労働省	神戸市		が日本の ・ 一本の ・ 一本の	でおかます。そうプライ であると、これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

	提案区分										<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支酵率例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	
	B 地方に対する 規制緩和		員の充実に係る要件 の見直し	した場合には、2人分の保護単価 が支給されるようにされたい。	本義の児童養護施設は、直接図のA所児童の支援のみなうず、住民に各位 体験収集のの足機能務所が3かからあらいだり、児童養養施設は10分 所として、児童維持等に関わる家庭支援において重要な役割が開きされる。 現に、競替件の8割から9割は施設し入析せず家定で集活とでおり、在宅 児童、免支援が必要な状況である。 しかし、定款りみ変なが成立を発明である。 しかし、定款りみ或意文提等門相談員だけでは、人所児童に加えて、地域 の児童の個々の特性やその家庭境場に応じたきめ細やかな支援が十分に行 文ない状況にある。	場に応じたきか穏やかな支援の表案が期待される。 施防所在地域上がて支援を必要するが要率やへの業庫に対して、児童 機能施防での豊富な経験や知識を看する家庭支援署門相談員による。児 豊富体の予防、皇子守衛の再発的止等の家庭支援が可能となり、地域全体 の福祉の向上につながる。	国庫負担金について (平成11年4月30日厚 生省発児第66号)		事会、日本 創生のため の将来世代	為州地方知事会共同提案 (事務局:大分保) 網来世代応援和事同盟共 同提案(事務局:德島県)	石川県、山県市、兵庫県	○児童養護施設には入所児童がもう一度業産で乗らしていけるよう家庭環境を設撃する家庭実施等が開発を促進していませならなが、信置教制度と、定員の3人未満の施設では2人目からの人件費は対象となっていない、現在、改正された児童報社では、児童養養施設には表予書機らかけから必要な研修ととなければなないことが新たに位置づけられたこともあり、ますます、家庭支援専門相談員の役割は重要となっている。	
307	B 地方に対する 規制機和	医療・福祉	準額の見直し	ごとで補助基準額が定められて おり、児童数20人を境に大きな開 きがある。 ・よって、児童数20人以上の場合 の補助基準額を基準としつつ、18	の国の原産基本では、児童族が30人来流の小球機児童クラブであっても、20人以上の児童クラビ海村に満分さの支援者を超越した。 ある、財政支援の服差から人身種様が困難である中、開時時間や開所日数に 影響を及ばさないよう。人員を置きる大な方がを受している。 (13人・13人の児童ウラブル・30・ラブ・2~189・フブ・194・30、193・194・194・194・194・194・194・194・194・194・194	①放置能の子どもの原発所の環候は必要大学な大きり、その受け重たる放 環境児型クラフの変更が高速が発生がある。児童へのきめ 個体かな対応に表することが可能となり、児童に対する支援の充実(質の 機果)が図られる。	「子化」一青で支援 文付金文印象児童健 公別紙の大学 (東京) (東京) (東京)	内閣府、厚生労働省	· 原文都亦才 《安全		知川市 (本)	の事からみら極可に、少年を心理をであり、主義にはカラブ和田東直が重要につんを下回られていません。 「おしたの人では人作者は知識変わらないが、結婚をでは大きな恋から、対理を中で利用できない。 がは人とないては人作者は知識変わらないが、結婚をでは大きな恋から、対理を中で利用できない。 がは人とないては人作者は自然変更からないが、結婚をでは大きな恋から、対理を中で利用できない。 がは人とないては人作者は自然変更からないが、結婚をでは大きな恋から、対理を中で利用できない。 がは人とないては、一般を対していたからがなる要要が高いません。 「おいていたの人では人作者は自然変更からないが、結婚をでは大きな恋から、対理を中で利用できない。 「ないないた」といたからがなる要要が関係できず、表数をしていても含めたし、対理をいて利用できない。 「ないないた」といたからがなる要要が関係できず、表数をしていても含めたし、対理をいて利用できないない。 「ないないた」といたの人では、「ないないないでは、「ないないないでは、「ないないないでは、「ないないないでは、「ないないないでは、「ないないないないないない」といないまない。 「はいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	

	提到	区分								<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
管番	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利使性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支牌事例
31	地方に対する	医療・福祉	山間地域等における 小規模事業所加算の 加算要件の見直し	所加算の加算については、対象 が小規模事業所に限られている が、これを人口密度等の条件を が、これを人口密度等の条件を 過用できるよう、加算要件の見直 しを求めるもの	中山間地域においては、小規模な居住地及び集業が広範側にかっており、長龍路や高度を力を1、集集の影響・委性に対している。 ・大は業業所提供では、では、では、からかっているところである。この発出については事業所提供では他、では、では、他のである。 ・田川県地域に対して、一大規模に関しては、からはか、本実のサービス提供では、他のでは、一大規模に関している。 ・田川県地域・デービス提供では、一大規模を行為を行るに対象が指置されているが、中山間地域等・デーケスと提供である。 には加算が指置されておっず、上記の発していては、単一大規模を手が多分では、対象が表しているが、生活がある。 このように、大規模事業所に負担を送が、サービスの提供に支援を表さず、このように、大規模事業所に負担を必要がある。 のが表が、テービスを提供する場合については事業が対象によっているが、からが表が、一大規模事業所に負担を対象がある。 のが表が、一大規模事業所に負担を強いている状態が終くことで、利用定員である。 このように、大規模事業所に負担を送いている状態が終くことで、利用定員である。 ・日本の表が、一大規模事業所に負担を対象に対象が表している状態が終くことで、利用定員を表されている。 大規模事業所でも加算が適用できるよう支援しる求めるもの。	ることで、持続的にサービス提供を行える基盤の確保ができ、ひいては安定 したサービスの提供により住民が自らの望む場所で生活することが可能と なる。 また、特に人材確保が困難な中山間地域において、職員の処遇改善・広 報戦路を積極的に行い、事業を継続することができ、中山間地域に入を呼	要する費用の額の算 定に関する基準(平成 12年厚生省告示第19		江府町 一			の過避から山間時等人口が容集していない地域は移動距離(時間)が長く、サービス 事業者の秘密は大変関制はなっていため、過避か・中山関地の介護サービス事業者 の状況を勘案した介護報酬にする必要がある。